

つくばみらい市選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法第37条第3項及び第61条第3項並びに同法施行令第24条第3項及び第67条第7項の規定によって、令和8年2月8日に行われる衆議院議員総選挙について選任する小選挙区選出議員選挙の投票管理者及び開票管理者並びにこれらの職務代理者及び職務管掌者を、同時に比例代表選出議員選挙の投票管理者及び開票管理者並びにこれらの職務代理者及び職務管掌者に定める。

令和8年1月27日

つくばみらい市選挙管理委員会
委員長 遠藤 一美